

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月2日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5その他の表第10項第1号中「から第13項まで、第16項及び第17項」を「、第11項、第13項、第14項、第17項及び第18項」に改め、同表中第22項を第23項とし、第15項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、同表第14項第1号中「次項及び第19項」を「次項及び第20項」に改め、同号ア中「第18項及び第19項」を「第19項及び第20項」に改め、同項を同表第15項とし、同表中第13項を第14項とし、第12項第1号ア中「第16項から第18項まで」を「第17項から第19項まで」に改め、同号ウ(ア)中「第19項まで」を「第20項まで」に、「第15項まで、第18項及び第19項」を「第16項まで、第19項及び第20項」に改め、同号ウ(イ)中「第15項まで、第18項及び第19項」を「第16項まで、第19項及び第20項」に改め、同項を同表第13項とし、同項の前に次の1項を加える。

12 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件	160,000
---	----	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。